

平成23年10月14日  
大臣官房会計課

## 平成23年度国土交通省関係予算の追加配分等について

## 1. 配分方針

23年4月1日の閣議において財務大臣から5%をめどとしていったん留保するとの方針が示され、留保していた公共事業・施設費について、23年10月7日の閣議において財務大臣から、留保を解除する方針が示されたことから、以下の方針により、追加配分等を行う。

追加配分等を行うに当たっては、今回の留保解除が全国的な防災・減災対策を進める観点から行われたことに留意するものとする。

①直轄事業：予算執行段階での留保を解除

②補助事業：社会資本整備総合交付金等について追加配分

## 2. 追加配分額

区 分	配分額（事業費）
道路整備（補助）	51百万円
住宅対策（補助）	24,423百万円
市街地整備（補助）	4,396百万円
道路環境整備（補助）	15百万円
下水道（補助）	41百万円
国営公園等（補助）	316百万円
社会資本整備総合交付金	170,171百万円
計	199,414百万円

※四捨五入の関係で端数において合計と一致しない。

問い合わせ先

国土交通省大臣官房会計課予算調整官 崎山（内線21606）

TEL 03-5253-8111（代表）

03-5253-8198（直通）